

神奈川県吹奏楽連盟 危機管理運営マニュアル

令和4年5月29日

危機的イベントが発生した場合以下の各項に基づき、理事会を開催し対応を決定する。ただし、緊急時においては常任理事会の決定、さらには現場の判断を最優先し、事後において理事会に報告するものとする。

1 自然災害（大規模な地震、台風、豪雨等）発生時

（1）主催事業開催前（開催日前日の午後8時00分以前）

ア 想定される事態

- ① 自然災害により支部単位で出場できなくなった。
- ② 開催会場並びに周辺地区が自然災害により使用できなくなった。（理事会判断）
 - ・開催地区内の移動不可
 - ・開催地における出場者の安全確保が不可
 - ・開催会場施設等の倒壊または倒壊の危険がある 等

イ 事態が起きたときの対応（理事会決議）

原則として中止の処置を取る。ただし、上位大会の申込締切に間に合う範囲内で、かつ会場確保および準備において実施可能と判断された場合に限り、期日を延期または会場を変更して実施する。

ウ 中止になった場合の大会代替対応

- ① コンクール・コンテスト
 - ・出場団体のうち、参加を希望する団体による、各支部大会の演奏記録を用いた審査を行い、東関東吹奏楽コンクール、東関東小学生バンドフェスティバル、東関東マーチングコンテスト、東関東アンサンブルコンテストへの代表団体を決定する。
 - 開催日時、開催会場、審査方法等については、理事会において詳細を決定する。
- ② その他の事業
 - ・原則として代替対応は行わない。

（2）主催事業開催中（開催日当日の開会式以降）

ア 想定される事態

- ① 自然災害により支部単位で出場できなくなった。
- ② 事業開催中に自然災害が発生し、開催会場が使用不可、あるいは周辺地区内の移動が不可になるなど、事業の続行が不可能になった。
- ③ コンクール・コンテストにおいて演奏中に自然災害が発生し演奏が中断した。
- ④ 演奏演技中に「緊急地震速報」や「緊急エリアメール」等が鳴動した。

イ 事態が起きたときの対応（理事会決議）

- ① 次項②、③、④の場合を除き、原則として中止の処置をとる。
- ② 発生した自然災害が軽微で事業の続行が可能と理事会が判断した場合は、可能な限り時間を延長して事業を続行する。
- ③ アー③において事業の続行が可能な場合は該当部門の最後に再演奏を行う。
- ④ アー④において内容が危急の場合、演奏演技を中断させ、誘導に従い避難させる。その後は、イー③に準ずる。
- ⑤ アー④において、内容が軽微なもので、出場団体が演奏演技を最後まで続けた場合、その演技演奏が終了後に、出場団体の意向を確認し、「その演奏演技を有効とするか」「該当部門の最後に再演奏を行うか」を決定する。

ウ 中止になった場合の大会代替対応

- ① コンクール・コンテスト
 - ・大会途中で大会を中止した場合、全出場団体のうち参加を希望する団体による各支部大会の演奏記録を用いた審査を行い、東関東吹奏楽コンクール、東関東小学生バンドフェスティバル、東関東マーチングコンテスト、東関東アンサンブルコンテストへの代表団体を決定する。
 - 開催日時、開催会場、審査方法等については、理事会において詳細を決定する。
- ② その他の事業
 - ・原則として代替対応は行わない。

(3) 事業が中止になった場合の、大会参加負担金、入場券等の扱い

- 原則として返金等を行わない。

2 法定伝染病等（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等）発生時

(1) 主催行事開催前（開催日当日の開会式前まで）

ア 想定される事態

- ① 日本国あるいは、開催地の行政機関より、事業の延期あるいは中止・自粛の要請が出された。
- ② 神奈川県吹奏楽連盟主催行事において、出場予定団体の半数以上、または支部単位で全団体が不参加となった。
- ③ その他神奈川県吹奏楽連盟理事会で事業の延期あるいは中止・自粛の必要を認めた。

イ 事態が起きたときの対応（理事会決議）

【上位大会へ代表団体を推薦しなければならないコンクール、コンテスト】

事態の状況により、原則として以下の優先順位により実施方法ならびに中止を決定する。

- ① 観客に対する制限（定員の半数、関係者のみ、出演団体ごとに客席入れ替え等）を設け、演奏審査をする。ただし、観客に対する制限に関しては理事会において詳細を決定する。
- ② 演奏審査を無観客で実施する。
- ③ 演奏データ審査を無観客で実施する。
- ④ 大会開催中止の処置をとる。

ただし、①～③においては、開催日時・開催会場・審査方法等の詳細については、理事会において決定する。また、上位大会の申込締切に間に合う期日内で、会場が確保され、実施可能と判断された場合に限り、期日を延期あるいは会場を変更して実施する。

【その他の事業】

- ① 原則として中止とし、代替事業は行わない。

(2) 主催事業開催中（開会式開始以降）

ア 想定される事項

- ① 日本国、開催地の行政機関（首相、開催県あるいは市町村教育委員会等）より、事業の延期あるいは中止・自粛の要請が出された。
- ② その他神奈川県吹奏楽連盟理事会で事業の延期あるいは中止・自粛の必要を認めた。

イ 対応（理事会決議）

原則として大会開催中止の処置をとる。ただし、理事会が実施可能と判断した場合には、事業を続行する。

ウ 中止になった場合の大会代替対応

- ① コンクール・コンテスト

- ・大会全面中止,あるいは途中での中止を含め,改めて日時を決定し,出場団体のうち参加を希望する団体による,各支部大会の記録を用いた審査を行い,東関東吹奏楽コンクール,東関東小学生バンドフェスティバル,東関東マーチングコンテスト,東関東アンサンブルコンテストへの代表団体を決定する。
開催日時,開催会場,審査方法等については,理事会において詳細を決定する。

② その他の事業

- ・原則として代替対応は行わない。

(3) 事業が中止になった場合の,大会参加負担金,入場券等の扱い

- 原則として返金等を行わない。

3 主催事業開催会場における事件事故発生時

(1) 主催事業開催前

- 事件事故発生時に臨時理事会を開催し,対応を協議する。ただし,危急の場合には常任理事会で協議し決定する。

(2) 主催事業開催中

ア 想定される事件事故

- ① 開催会場(ホール・体育館等)の設備事故により,出演者,観客,役員,実行委員,補助員が負傷または死亡した。
- ② 会場駐車場内の交通事故により,出演者,観客,役員,実行委員,補助員が負傷または死亡した。
- ③ その他の不可抗力により,出演者,観客,役員,実行委員,補助員が負傷または死亡した。

イ 対応(理事会決議)

- ① アー①の場合,原則として中止の処置をとる。なお,事態が軽微で且つ,関係者の状況を十分に検討し,続行可能と理事会が判断した場合は,事業を続行する。
- ② アー②③の場合その都度臨時理事会を開催し,対応を協議する。
- ③ 保障については別にこれを定める。

ウ 中止になった場合の大会代替対応

- ① コンクール・コンテスト
 - ・事態の状況に応じ,代替対応については理事会で協議し決定する。
- ② その他の事業
 - ・原則として代替対応は行わない。

4 中止または実施方法の変更,延期の通達

- (1) 事業開催日より8日以上前には,決定事項を参加予定団体へ文書で通知するとともに,神奈川県吹奏楽連盟ホームページにて公表する。
- (2) 事業開催日7日以内には,決定事項を参加予定団体へFAXで通知するとともに,神奈川県吹奏楽連盟ホームページにて公表する。
- (3) 当日には,参加団体連絡責任者に事務局より電話連絡(メール)で通知する。

5 その他

この危機管理マニュアルは,理事会が的確な状況把握を行い,適切な情報をもとに危急且つ速やかに改訂しなければならない。